平成20年度山梨県中山間地域等直接支払事業検討委員会会議録

(平成20年7月22日掲載)

- 1 日 時 平成20年7月14日(月)午後1時50分~午後2時30分
- 2 場 所 東山梨合同庁舎 1 階101会議室
- 3 出席者(敬称略)
 - (委員) 今村委員 小林委員 島袋委員 常秋委員(座長) 樋口委員 松隈委員 田草川委員 仲澤委員
 - (事務局等)農政部石川技監 横田農村振興課長 小野農村振興監 土橋副主幹 樋口副主査
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 会議次第
 - (1)開会
 - (2)委嘱状交付式
 - (3)あいさつ(農政部石川技監)
 - (4)議事
 - (5)閉会
- 6 会議に付した事案の案件
 - (1)平成19年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況について【公開】

7 議事の概要

(1)平成19年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況について

(座長)

それでは、議事を始めたいと思います。

議題は、平成19年度中山間地域等直接支払交付金の交付状況です。

それでは事務局から説明をお願いいたします。

(事務局から説明)

(座長)

事務局から交付金の交付状況について説明が終わりました。ただ今の件に対して御意見、御質問等はございませんか。

(委員)

県ホームページへ搭載するということであるが8法とはと注釈をしたらどうか。

(事務局)

課のホームページでわかるように記載する。

(委員)

資料の協定参加者構成の中で、集落協定参加者に非農業者369とあるがどういう者か。また、農事組合法人などは法人に入るのか。

(事務局)

農事組合法人やそれ以外の法人は法人に入る。

非農業者とは非農家のことで協定内に土地をもたないものが活動に参加することができる。共同で行う活動の中で、この非農家が農道や農水路の整備に一緒に参加している。これらの人が協定の参加者として入っており、これを非農業者という。

また、非農家が農道等の整備に一緒に参加した場合には、共同活動費からお金が支払われる。

(委員)

参考資料にあるような地域で行う草刈り等ではないか。

(委員)

こうした活動は水路掃除とか地域でよくやられている。

(委員)

非農家がこうした活動に参加するメリットはあるのか。

(事務局)

地域の活動に参加するという共同体的なメリットや、また、共同活動に参加 して共同活動費の分配を受けることもできる。

(委員)

こうした地域では非農業者との連携がうまくいっているということか。

(事務局)

はい、この事業の良いところは地域内で話し合いが行われることであると思う。

(委員)

資料の共同取組活動に対する交付金の使用方法で、使途について%で割合を 説明しているが、この割合は何を分母にしているのか。

(事務局)

県内の集落協定数386を分母にしている。

(委員)

何を分母にしたかを明示した方が良い。

(事務局)

何を分母にしたか明示をする。

(委員)

取組活動について、17年度から19年度までの3年間で変化があったのか、

それともなかったのか。何か調べたものはあるか。資料を見ると金額の面では あまり変化がないようだが。

(事務局)

5年間の取組活動として決めているもので、基本的には大きく変わるもので はない。

(委員)

参考資料にホタルの自然観察会の写真があるが、資料の取組活動のどれにはいるのか。

(事務局)

自然生態系の保全に関する取組に含まれる。

(委員)

取組の幅が広くホームページを見た人がわかりにくいのではないか。

(事務局)

多面的機能の発揮についてはもう少し事例を加えてホームページで紹介する。

(委員)

最近、原油高騰等でいろいろなものが高くなっているが、共同活動を行うの にも影響があると思うがどうか。そういう要望はないのか。

(事務局)

具体的に要望は聞いていないが、交付単価は5年間は変わらない。

(座長)

他に御意見、御質問はございませんでしょうか。

以上で本日予定された議事は全て終了しましたが、全体で、委員の皆様から 何か御意見はございませんでしょうか。

ないようでございますので、これで、平成20年度検討委員会の議事を閉じさせていただきます。御協力ありがとうございました。